

A stylized landscape illustration featuring rolling green hills in the foreground and background. On the left, there is a green tree, a purple flower, and some orange foliage. A small red bird is flying in the sky. The sky is composed of horizontal bands of blue and white. The text is centered in the upper half of the image.

北区子育て支援室 について

子育て支援室とは

- 0歳～18歳の子どもとその保護者が対象
- こどものことはもちろん、子育てに関すること、知りたいこと、わからないことなど相談を受ける(こどもの心身の発達、性格行動、しつけ、非行、不登校など)
- こども相談・虐待担当係長(保育士)、心理士、家庭児童相談員、スクールソーシャルワーカーが対応する
- 保健師や栄養士、コミュニティソーシャルワーカーや学校、地域とも連携
- 専門機関を紹介したり、地域での子育て情報の提供なども行う

実施事業

- 相談業務
- 子育て支援ルーム(Kikki)の開設
- 子育て出張イベント・個別相談
- 子どもの居場所づくり支援事業
- スクールソーシャルワーカーの派遣
- 支援室の体制強化

毎週1回、スーパーバイザーを招き、ケースの状況把握や支援方針を決定

心理士や調整担当事務の配置

家庭児童相談員2名とも児童虐待(要対協対応)へ担当化

児童虐待について

【児童虐待の防止等に関する法律第2条より】

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- ①**身体的虐待** 身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること
- ②**性的虐待** わいせつな行為をすること、子どもにわいせつな行為をさせること
- ③**ネグレクト** 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置
- ④**心理的虐待** 著しい暴言、著しく拒否的な対応、配偶者による暴力、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

※重なる事案もあり

要対協における 地域連携

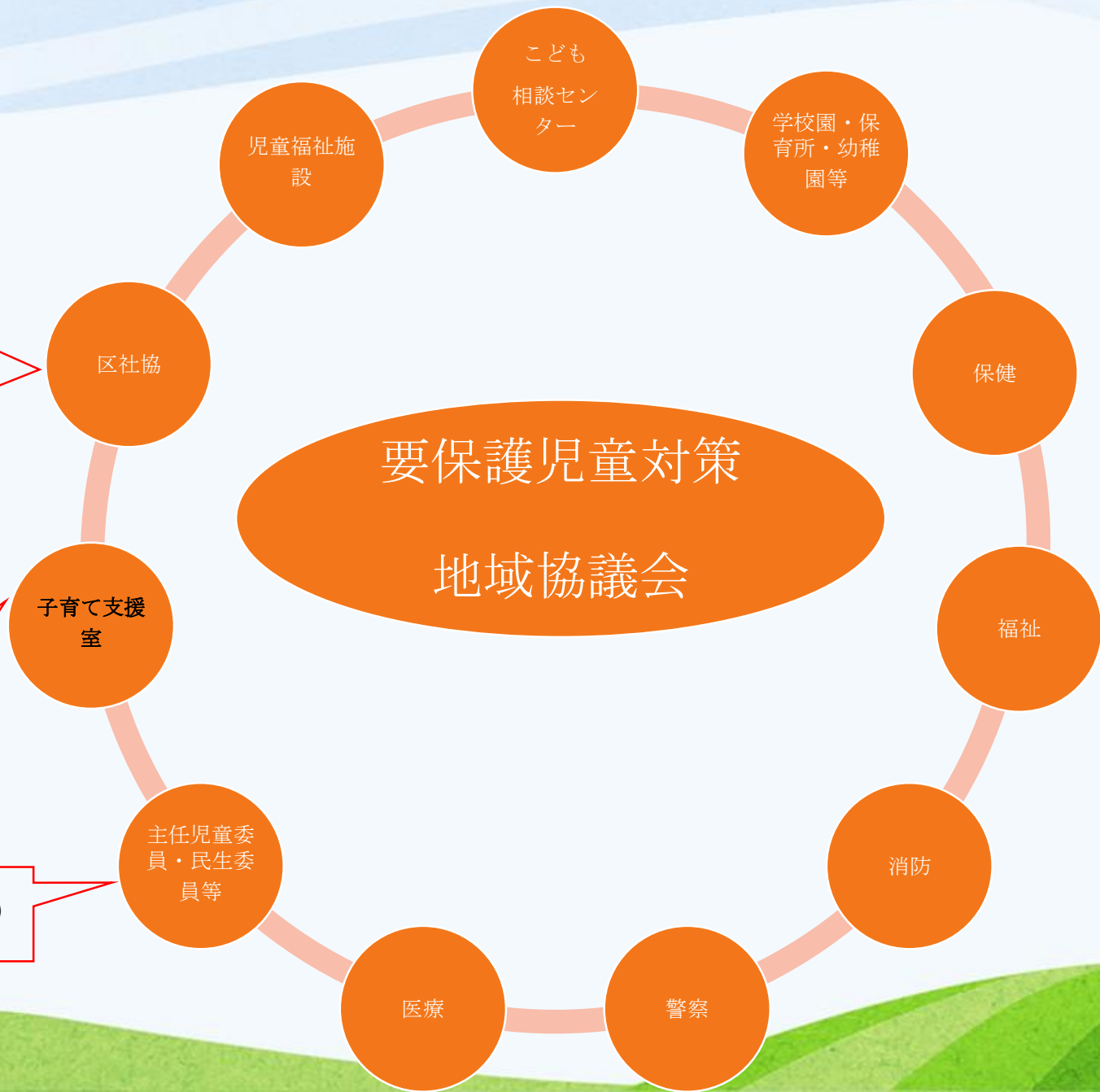
区社協にCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を
主に中学校区に配置
地域への繋ぎや、家庭への支援の連携ができる

SSW(スクールソーシャルワーカー)2名

【定期訪問校】 中学校:5校中5校

小学校:11校中9校

居場所づくり支援事業(3カ所)



平成30年度 子育て支援室相談件数一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延件数
メール相談		0	0	17	7	2	2	6	8	7	6			55
家庭訪問		5	2	4	0	6	2	6	8	1	1			35
子育て相談会(地域出張)				16	6		22	30	40		17			131
電話・来所相談(心理士、保育士受け)		17	20	29	37	16	25	28	28	27	24			251
ルーム相談(個別相談会含む)		2	4	5	5	2	6	1	2	0	0			27
【要対協】個別ケース会議 及び保健師等との支援連絡会議	取扱件数	5	19	13	23	2	11	11	10	15	9			118
	実施回数	5	11	7	11	1	5	6	9	10	8			73
他機関訪問		2	3	3	0	5	1	0	0	0	0			14
小 計		31	48	87	78	33	69	82	96	50	57			631
要 対 協	要対協ケース 実数	240	247	253	254	257	263	272	268	281	265			2600
	要対協取扱ケース 数	33	47	54	60	43	57	47	62	45	66			514
	通報対応・調査依頼	11	41	24	29	14	18	20	22	17	21			217
	こ相・学校等との情報共有	45	40	25	35	32	19	31	30	21	35			313
小 計		329	375	356	378	346	357	370	382	364	387			1044
延件数		360	423	443	456	379	426	452	478	414	444			1675

要対協登録ケース数

31年1月末現在 265件

未就学児童 52件

就学児童 213件



今後の子育て支援室の動向

・ 共通アセスメントツールの活用

●課題：各区の虐待指標やリスクの認識に違いがあった

→改善：①事案について、各区及びこども相談センターにおいて、
同一基準でアセスメントを実施する

②必要な支援内容を、統一したシートで関係機関で共有し、
一貫性のある支援を実施する。

・ 大阪市の児童相談体制における事案送致の整理

→マニュアルの作成。

「区子育て支援室」と「こども相談センター」間で、どちらが主担で、
いつ主担を移管するのかなどが明確化された。

「里親制度」の学習及び啓発

平成30年度 北区はモデル実施区

- ・ 主任児童委員等地域での会合や会議での啓発や学習会
- ・ 要対協代表者会議での講演会
- ・ 広報での啓発（「里親とは？」「相談会日程の広報」など）
- ・ 里親パネル展と同時相談会の開催
- ・ 児童虐待防止強化月間（11月）での講演会及び相談会の開催
- ・ C S Wや作業療法士など専門職に向けての学習会・啓発

里親相談件数

北区開催分3回：9組10人（大阪市全体19回：71組110人）

※大阪市として、30年度は29年度と比して2倍強の相談件数

また、「週末里親」の相談が圧倒的に多い

（こども相談センター里親子包括支援室より）

里親制度を啓発する意義

社会的養護

様々な理由で、親・家族と一緒に生活できない子どもたちを公的な責任として社会的に養護すること

施設での養護・養育は約40000人

(乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設)

里親家庭での養護・養育は約5100人

(養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親・ファミリーホーム・週末里親・季節里親)



- ・里親という制度を知ってほしい
- ・里親という家族が暮らしていることを知ってほしい
- ・里親になりたいなという人が増えてほしい
- ・里親にはなくても、支援してくれる人が地域にもっと増えますように